

新潟市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議開催要綱

(開催)

第1条 「新潟市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議」(以下、「連絡会議」という)を開催する。

(目的)

第2条 新潟市における犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は次の事務を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等支援にかかる連絡調整に関すること
- (2) 犯罪被害者等支援にかかる施策の検討、実施に関すること
- (3) その他犯罪被害者等支援にかかる必要事項に関すること

(組織)

第4条 連絡会議の構成員は、別表に掲げる所属の長とする。

- 2 連絡会議に座長を置き、市民生活課長をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議の招集は、座長が行う。

- 2 座長が必要と認める時は、構成員以外の者に連絡会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市民生活課安心・安全推進室が行う。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

	所属名		担当分野
構成員	市民生活部	市民生活課	個人情報保護
		市民生活課 消費生活センター	消費生活相談
		男女共同参画課	DV被害者支援
		広聴相談課	専門相談等
	福祉部	福祉総務課	生活保護, 生活困窮者支援
		障がい福祉課	障がい者手帳, 障がい者手当
		高齢者支援課	高齢被害者への支援
		地域包括ケア推進課	地域包括ケアシステムに基づく支援
		介護保険課	介護保険料の減免
		保険年金課	年金給付, 特別障害給付金給付等
	こども未来部	こども政策課	ひとり親家庭等への支援
		こども家庭課	母子生活支援施設, 子育て短期支援事業
		児童相談所	一時保護, 乳児院, 里親
		幼保運営課	一時保育, 保育料減免
	保健衛生部	こころの健康センター	こころの健康に関する相談支援
		保健所保健管理課	保健師活動の統括
	経済部	雇用・新潟暮らし推進課	事業者への啓発
	建築部	住環境政策課	市営住宅抽選倍率優遇, 居住に関する支援
	財務部	市民税課	個人情報保護
	区役所 ※	各区区民生活課(中央区を除く) 中央区窓口サービス課	各種支援事業の受付窓口
		各区健康福祉課 東区・中央区・西区 保護課	
		各区(地域)総務課 北区・江南区は区民生活課	区内の安心安全
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	個人情報保護
	教育委員会	学務課	要・準要保護児童生徒援助費等
		学校支援課	学校現場での対応, 児童の心のケア等
	市民病院	患者総合支援センター	医療福祉相談
事務局	市民生活部	市民生活課 安心・安全推進室	犯罪被害者等支援総合窓口業務 (県, 県警, 庁内等の連絡調整)

※ 区役所は、
 ・区民生活課長グループ会議の幹事区の課長
 ・健康福祉・保護課長グループ会議のグループ長区の課長
 ・区総務課長グループ会議のグループ長区の防犯主管課長 のみ会議への出席を依頼する。